



「石川県ワークライフバランス企業知事表彰」

簡単チェックリスト

石川県ワークライフバランス企業登録制度に基づき、県に登録している

- <登録の要件>
- ・県内に本店又は主たる事業所を置いていること
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局へ届出していること

ワークライフバランスを実現するため次のような取組を行っている

1. 所定外労働の削減のための措置
 - (例) ・所定外労働時間を管理職が管理し、仕事の配分を適宜調整
・一定の残業時間を超えた職場に対し、管理職と業務見直し等について面談を実施
2. 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - (例) ・半日単位での取得が可能（法は1日単位）
・社長自らが社員に対してメール等により取得を呼びかけ
・休暇予定日を計画的に設定し、個々の勤務表に反映
3. 在宅勤務等、場所・時間にとらわれない働き方の導入
 - (例) 在宅勤務時にかかる通信費や光熱費を会社が負担
4. その他、働き方の見直しに資する取組
 - (例) ・ワークライフバランスについての社内研修による従業員の意識変革
・妊娠判明時から育休復帰後1年にわたり、人事労務部門がきめ細かなサポートを実施
・配偶者出産休暇やメモリアル休暇、不妊治療休暇、育孫休暇の整備

次世代育成支援対策に関する取組を積極的に行っている

- (例)
- ・子どもが親の働いているところを見学できる「子ども参観日」の実施
 - ・地域の小中学生に対する工場見学や体験教室の開催
 - ・学生へのインターンシップの実施
 - ・地域貢献活動や若者への就業体験機会の提供の実施

過去3年以内（R3～R5）に、仕事と家庭の両立に関する以下のいずれかに該当する取組を行っている

- ・男性の育児休業取得者がいる
- ・女性の育児休業取得率が75%以上である
- ・育児・介護休業法の規定を上回る子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等に関する制度を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・育児に関する目的で利用できる休暇制度（配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇等）を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げに関する制度を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・育児・介護を理由に退職した者を再雇用している
- ・その他仕事と家庭の両立支援のための独自の制度を整備しており、制度を利用した者がいる

(従業員が50人以上の企業) 一般事業主行動計画に基づく全ての取組を実施している

過去に石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞したことがない